

『令和3年度税制改正大綱(14) 進む税務のデジタル化』

納税環境の面においても、デジタル化のいっそうの推進が図られる。

1) 行政コストの削減や感染症の拡大防止の観点からも、一連の押印義務が見直される。これまで認印で可とされてきた書類(確定申告書等)は原則として廃止。一方、実印と印鑑証明書の提出を求める書類(遺産分割協議書等)は、押印手続きが存続する。

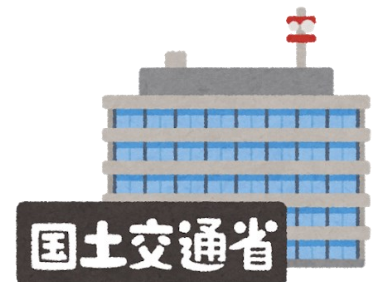
2) テレワーク推進等にも資するとして、国税関係の電子帳簿等保存制度が、承認制度の廃止ほか抜本的に見直される。○電磁的記録の保存制度: 自己が一貫して書類を作成する場合は、使用する電子計算機の概要書や一連の機器の操作説明書の備付け、及び国税庁等からの開示の求めに応じることを要件として、自社にて保存要件の充足を確認できることとなった。○スキャナ保存制度: タイムスタンプの付与期間は最長2月以内とし、自署は不要になる。訂正履歴が確認できるシステムでは、その電磁的記録の保存を付与に代えられる。相互けん制、定期的な検査及び再発防止策の社内規定整備等は廃止。検索項目を取引等の年月日、金額及び取引先に限定し、上記と同様ダウンロードの求めに応じる場合には、範囲指定と項目を組み合わせ設定する機能の確保が不要となる。隠ぺい・仮装に対しては、重加算税が10%重課となる。



『全国全用途平均で6年ぶり下落 地方圏の変化小さい—地価公示』

国土交通省が公表した3年地価公示によると、全国平均は全用途で平成27年以来6年ぶり、住宅地で28年以来5年ぶり、商業地で26年以来7年ぶりにいずれも下落した。下落幅は全用途で0.5%、住宅地で0.4%、商業地で0.8%。3大都市圏でも全用途平均と商業地が各圏域のいずれもが8年ぶりに下落。住宅地は東京圏、大阪圏、名古屋圏とも7~9年ぶりに下落した。地方圏でも全用途平均と商業地が4年ぶり、住宅地が3年ぶりに下落。地方4市(札幌・仙台・広島・福岡)では全用途平均、住宅地、商業地がいずれも上昇を継続したが、上昇率は縮小した。コロナ感染症の影響などで需要者の価格に慎重な態度等を背景に、全体的に弱含みとなっているが、訪問客増加により上昇してきた地域や、飲食店が集積する地域で比較的大きな下落が見られるなど、地価動向の変化は用途や地域により異なる。昨年からの変化は、用途別では商業地が住宅地より大きく、地域別では3大都市圏が地方圏より大きい。大阪圏の商業地が最も大きな変化を示した。商業地については、3大都市圏の中心部から離れた商業地や地方圏の路線商業地など、日常生活に必要な店舗等の需要を対象とする地域では上昇地点も見られるなど、変動率の変化は比較的小さい。

出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます



21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

葵総合経営センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

(葵総合税理士法人)

TEL: (052) 331-1768 FAX: (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com